

鳥取県スタートアップ創出加速化補助金（事業化促進型）審査会公募委員 募集要項

1 趣旨

次世代の本県産業を牽引するビジネスとなる可能性を秘めた成長性の高いスタートアップビジネスの事業化に向けた事業推進経費を支援する鳥取県スタートアップ創出加速化補助金（事業化促進型）の事業採択に関して審議する審査会について、県民の参画を進めるため、公募委員を設置することとし、委員を募集します。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからキまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方（令和6年4月1日現在）

イ 鳥取県スタートアップ創出加速化補助金（事業化促進型）（以下「本補助金」という。）の応募案件の審議に参加する意欲をお持ちで、次のいずれかの要件を満たす方

- ・起業経験があり、かつ当該事業を全国規模で展開した経験をお持ちの方
- ・ベンチャーキャピタル又は投資会社での勤務経験があり、スタートアップの事業立ち上げや事業拡大を支援した経験がある方

ウ 令和6年度に本補助金へ応募（予定）する案件の関係者でない方

エ 主に鳥取市内で平日昼間に開催される審査会での面接審査に対応可能な方

オ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方。

(3) 応募方法

応募用紙に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県産業未来創造課のホームページからダウンロードできます。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和6年9月9日（月）から令和6年9月24日（火）午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220

鳥取県商工労働部産業未来創造課産業支援担当

電 話 0857-26-7246

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

U R L <https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>

4 令和6年度鳥取県スタートアップ創出加速化補助金（事業化促進型）審査会の概要

(1) 審議事項 鳥取県スタートアップ創出加速化補助金（事業化促進型）の事業採択に関する事項

(2) 構成 委員7名以内（うち、公募委員1名）

(3) 開催回数 面接審査（年1回～2回程度）

(4) 任期 任命の日から令和7年3月31日まで

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。